

角田市 IP 電話サービス更新業務に係る仕様書

令和 7 年 5 月

角田市

1. 名称

角田市 IP 電話サービス更新業務（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、平成 26 年度に導入した電話設備の保守サポート満了に伴い、機器等の更新を行うもの。本市においては、本庁舎に I P - P B X を集約し、庁内ネットワークを介し、総合保健福祉センター、市民センター、給食センター間で外線内線の受発信、外線の転送が行えるよう構築されている。次期更新においてもそれを踏襲するとともに、残りの出先機関においても本庁舎に集約を行い費用の削減を行う。またスマートフォンへ外線の転送、市の番号での発着信を可能とする構成を行い、業務効率化を図る。また単に更新だけでなくカスタマーハラスメントの抑制を目的とした通話録音の導入や AI を利用した電話業務の革新の提案を広く募集するもの。

3. 本業務の範囲

本仕様書に基づく業務範囲は、管理、設計、調達、構築、機器入替、運用試験、本稼働、運用支援、その他のシステムの円滑な稼働に必要なすべての業務一式とする。また、これらの業務に伴う、調査、打ち合わせ、資料作成を含む。さらに、稼働後の保守業務を含む。

本業務の構成イメージを図 1「IP 電話更新イメージ図」として以下に示す。なお、本業務の実施に当たっては、受注者決定後、角田市の担当者及び受注者の協議により本業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

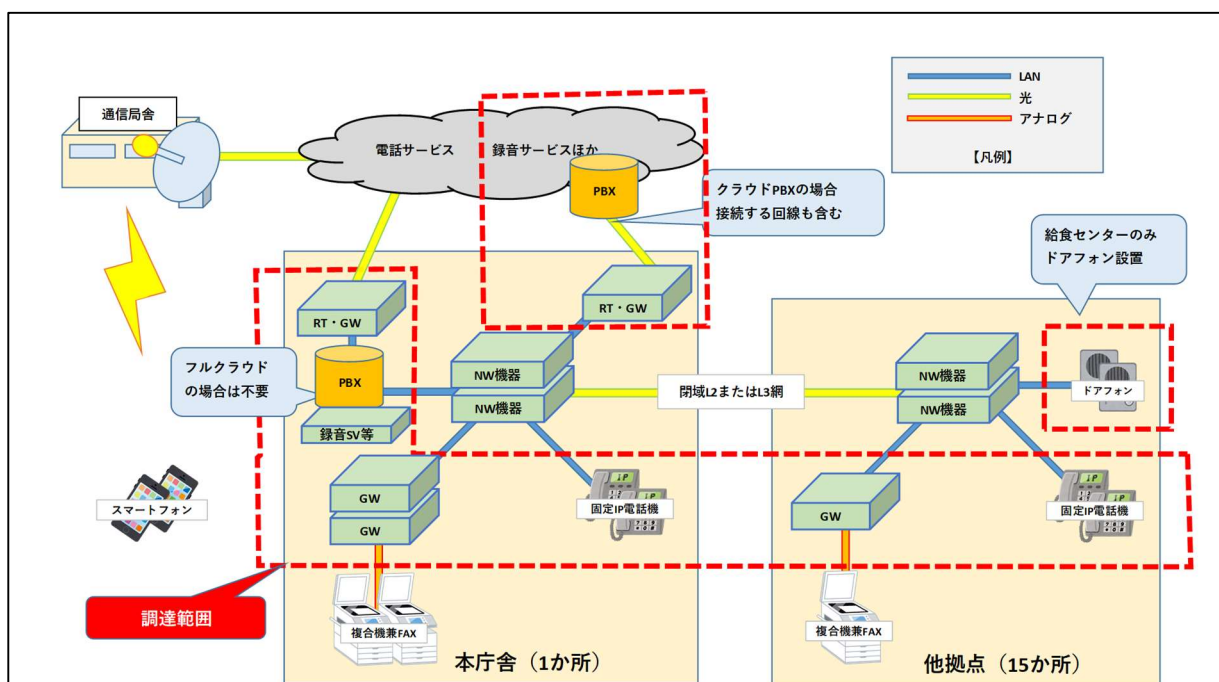


図 1. IP 電話更新イメージ図

4. 履行場所

- ・ 角田市役所本庁舎 (角田市角田字大坊 41)
- ・ 総合保健福祉センター (角田市角田字柳町 35-1)
- ・ 市民センター (角田市角田字牛館 10)

- ・給食センター (角田市高倉字呉服屋 35-1)
- ・郷土資料館 (角田市角田字町 17)
- ・中島保育所 (角田市角田字中島上 57-4)
- ・角田児童センター (角田市角田字牛館 17-3)
- ・角田自治センター (角田市角田字泉町 146)
- ・横倉自治センター (角田市横倉字杉の堂 40)
- ・小田自治センター (角田市小田字福田 80)
- ・枝野自治センター (角田市島田字光畑 57-1)
- ・藤尾自治センター (角田市尾山字五反田 198)
- ・東根自治センター (角田市平貫字土浮 102)
- ・桜自治センター (角田市佐倉字町裏一番 155)
- ・北郷自治センター (角田市岡字阿弥陀入 65)
- ・西根自治センター (角田市高倉字本町 15-1)

5. 本業務の期間

- ・稼働開始予定日 令和 8 年 1 月 (予算の範囲内で調整可能)
- ・履行期間 稼働開始から 5 年

※稼働開始予定に日については、協議の上決定するが、5 年間に係る経費が債務負担行為の上限の範囲内とすること。

6. 基本仕様

(1) 基本要件

- ① 現契約と同等以上の通話品質を確保できること。
- ② 電話サービス及びクラウド PBX への接続は本庁舎に集約すること。
- ③ 拠点ごとに PBX を設置しないこと。
- ④ 業務時間終了後 17:45～翌 08:15 までは、本市が指定する外線電話番号を本市が指定する IP 電話機にのみ着信させ、各内線に電話をつなぐことができる仕組みをとること。警備員が本庁舎内及び駐車場を巡回するため、スマートフォン等で外線を受けることができること。
- ⑤ 既存電話交換機および電話機はリース物品のため本市が指定する場所にまとめておくこと。
- ⑥ 切替日については、本市が指定する日付で行うこと。(原則は土日祝祭日、年末年始とする) 切り替える際の電話不通時間は極力最小限に抑えること。万が一業務に支障が出る場合は切り戻しを行い別日にて調整を行うこと。切り戻しに係る費用も本調達に含むこと。
- ⑦ 既存電話交換機および電話機はリース物品のため本市が指定する場所にまとめておくこと。
- ⑧ 調達物品は中古品でないこと。

(2) システム要件

- ① オンプレミス型、ハイブリット型、フルクラウド型は問わない。
- ② クラウド型を選定する場合は国内データセンタに設置すること。
- ③ 24 時間 365 日稼働できること。
- ④ IP 電話機、ドアフォンは PoE 対応とし、既存 LAN から電源を供給し稼働できること。

- ⑤ 既存の複合機（FAX）を PBX に LAN で接続し、G3 又はスーパーG3 規格で FAX の送受信が可能なこと。この時必要なゲートウェイ機器は本調達に含むこと。複合機とゲートウェイ機器は電話機コードでの接続を可とする。
- ⑥ 既存の電話番号、FAX 番号は原則すべて引き継ぐこと。
- ⑦ 市内電話、県内市外電話、県外電話、国際電話、I P 電話、携帯電話、PHS への通話、着信課金サービス、F A X 通信、拠点間の内線通話が可能であること。
- ⑧ 発進時、相手方にナンバーディスプレイ機能がある場合、発信電話番号が表示されること。
- ⑨ 着信時、相手方の電話番号が表示されること。ただし非通知着信の場合を除く。
- ⑩ 総務省が定める「1XY 番号利用指針」のうち、一部の番号が利用可能であること。
- ⑪ 電話の課金集計ができること。
- ⑫ 電話の発着信の録音がサーバ側できること。着信時に録音する際は音声案内を自動で流れるようにすること。
- ⑬ スマートフォンへ外線内線の受発信、転送ができること。（スマートフォン及び SIM は調達対象外とするが、それ以外のライセンスや設定は本調達に含む）
- ⑭ IP 電話機は機能ボタンを 12 ボタン以上とし、代理応答機能、転送機能、保留機能、リダイヤル機能を有すること。
- ⑮ IVR 機能を有し音声自動応答ができること。担当者や部署へ直接繋ぐことができること。
- ⑯ 代表番号に外線着信があった際に、グループ呼出しができること。

（３）保守要件

- ① IP 電話機の保守費用は本調達に含まなくてよい。
- ② 納入する機器については、1 年の品質保証の付すること。なお保証の範囲は、使用者の故意または過失によらないものとし、製品の瑕疵に起因するものとする。
- ③ 導入後最低 7 年間は補修部材提供と修理が可能であること
- ④ 故障発生時の保守体制を取り、現地作業が必要な場合は、速やかに駆け付け対応が可能であること。
- ⑤ 障害対応時間は最低平日 9 時～17 時とすること。
- ⑥ 災害時における障害発生の際など、緊急を要する場合の連絡体制を整備すること。

（４）調査台数要件

種別		実装	容量
内線	IP 電話内線	330 回線	330 回線以上
	スマートフォン内線	50 回線	50 回線以上
外線	電話番号	66 番号	66 番号以上
	同時通話	32 c h	50 c h 以上
端末	I P 電話機	330 台	330 台
	I P ドアフォン	7 台	7 台以上
	FAX ゲートウェイ	21 台	21 台以上

7. ネットワーク要件

- ① 本庁から各出先機関への物理ネットワークは、既存の庁内ネットワークを使用すること。VLAN等で論理分割する際の庁内ネットワーク設定費用は本調達に含めなくてよい。ただし、物理的に分離する必要がある場合は、それに係る機器、構築費用、ランニング費用は本調達に含めること。
- ② 現契約の IP 電話機は ELECOM 製のスイッチングハブ (EHB-UG2B08-PL2) に接続されており、LAN ケーブルをそのまま流用すること。動作保証できない場合は、別の機器を調達し設置すること。
- ③ 今回調達する機器について既存の RADIUS サーバに MAC アドレスを登録する必要があるため MAC アドレスを事前に提供すること。また MAC アドレス認証をかけることで動作が不安定になるようであれば、代替案を提示しそれに係る費用も本調達に含むこと。
- ④ 既存の庁内ネットワークを使用した場合において、通信回線のひっ迫等により他のシステムに重大な影響がある場合や通話品質に影響がある場合は、物理分離すること。

8. テスト要件

- ① 外部から角田市の全ての外線番号に発信し、指定する電話機へ着信することが可能なことを確認すること。
- ② すべての電話機から外線発信ができることを確認すること。
- ③ それぞれの拠点間に内線通話、外線転送ができることを確認すること。

9. 設置要件

- ① ケーブル類についてはどのサーバに接続されているものか分かるようタグ付けを行うこと。
- ② LAN ケーブルを新たに配線する場合、LAN ケーブルの色は紫とする。
- ③ 市に設置する機器にはすべて「令和 7 年度 IP 電話更新機器」とテプラを貼り付けること。
- ④ 電源については既存電源 (100V) を利用し、必要に応じて電源延長、マルチタップ等を用意すること。
- ⑤ IP 電話機、FAX ゲートウェイについては、テプラで内線番号をつけること。
- ⑥ 庁舎に PBX を設置する場合は、サーバ室内の既存ラックにマウントすること。必要に応じ 42U のラックを調達し設置すること。

10. 成果物

以下の成果物を A4 版 (必要に応じて A3 版も可とする) で紙媒体 1 部、電子媒体 1 部納品すること。

- ① 実施計画書
- ② マニュアル類
- ③ 納入機器一覧表
- ④ システム構成図 (NW 構成、IP アドレス一覧、ラック構成含む)
- ⑤ その他本市が必要とする資料

11. その他

- ① 納入物品について、請負者の責による故障等が発生した場合は、無償で速やかに機能を回復すること。また、設置後 1 年以内に本調達物品に瑕疵のあることが発見されたときは、速やかに請負者は発注者の請求により、ほかの良品と引換え、若しくは修理し、又は瑕疵によって生じ

た損害を補償すること。

- ② 本事業において知りえた情報を目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。
- ③ 本事業の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。受注者の専門的な立場から他市の事例や今後の技術革新を見据え、本事業の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- ④ 本仕様書に記載されていない事項については、協議のうえ実施することとする。

以上

以下余白